



(号外)
発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法律〕

- 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(四七)
- 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律(四八)
- 民事裁判情報の活用に関する法律(四九)

〔政令〕

- 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令(一九七)
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(一九八)
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(一九九)

〔府令〕

- 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府五〇)

〔府令・省令〕

- 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同五一)
- 経営力向上に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)
- 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(内閣府・総務・文部科学三)
- 中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二)
- 確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働七)
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(内閣府・農林水産四)
- 地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令(総務五六)
- 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令(法務三七)

〔省令〕

- 地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令(総務五六)
- 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令(法務三七)

- 国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令(財務五一)

- 私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令(文部科学一六)
- 特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令(文部科学・経済産業一)
- 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等技術委員会の委員及び廃炉等に係る業務運営に関する省令の一部を改正する省令(同二)
- 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令(厚生労働六二)
- 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令(同六三)
- 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令(農林水産二四)
- 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令(同二五)
- 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(経済産業四六)
- 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令(同四七)

- 特許法施行規則の一部を改正する省令(同四八)
- 船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の一部を改正する省令(国土交通六二)

〔規則〕

- 人事院規則八一八(採用試験)の一部を改正する人事院規則(人事院八一八―三七)
- 人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則(同九一八―九六)
- 人事院規則一六〇(職員の災害補償)の一部を改正する人事院規則(同一六〇―七七)
- 人事院規則二二二(倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続)の一部を改正する人事院規則(同二二二―二五)

〔法規的告示〕

- 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示(内閣府九五)
- 保育分野に係る事業分野別指針の一部を改正する件(同九六)
- 政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので要旨(令和二年分、令和五年分)を公表する件(総務一八二)
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があつたので要旨(平成十六年分、令和三年分、令和五年分、令和六年分)を公表する件(同一八二)

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。

(以下次のページへ続く)

○(前のページより続き) ○有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針の一部を変更する件(同一八三)	二七	○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件(同一七三)	二六	○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録実践研修機関の登録の件(同一五一)	三〇
○地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針の一部を変更する件(同一八四)	二七	○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件(同一七四)	二六	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正した件(経済産業八六)	三〇
○電気通信分野に係る経営力向上に関する指針の一部を変更する件(同一八五)	二七	○医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針等の一部を改正する告示(同一七五)	二六	○久米島空港の施設の変更を許可した件(国土交通四三〇)	三〇
○出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件(法務九六)	二七	○中小企業等経営強化法第十六条第三項の規定に基づき、外食・中食産業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件(厚生労働・農林水産二)	二六	○神津島空港の施設変更許可申請があった件(同四三一)	三〇
○出入国管理及び難民認定法施行規則第七條の二第三項第一号の規定に基づき希望者登録に関し出入国在留管理庁長官が定める国、地域及び行政区画を定める件の一部を改正する件(出入国在留管理庁二)	二七	○旅館業に係る事業分野別指針の一部を改正する件(厚生労働・国土交通二)	二六	○南大東空港の施設について告示した事項に変更があった件(同四三二)	三〇
○製造業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二)	二七	○出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する件(農林水産八五八)	二六	○[官庁報告] 官庁事項 人事院規則八一八(採用試験) 別表第三刑務官採用試験(大卒程度試験)の項第一号口(1)及び(2)並びに第二号口(1)及び(2)の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第十八号の一部改正に関し、決定した件(同一七)	三三
○外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示(文部科学・経済産業一)	二七	○石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示(経済産業八二二)	二六	○町境確定の件(総務一八六)	三〇
○技能者表彰規程の一部を改正する件(厚生労働一七〇)	二七	○学習塾業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示(同八三)	二六	○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の登録の件(文部科学五〇)	三〇
○特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(同一七一)	二七	○中小企業等経営強化法施行規則第十六條第二項各号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示の一部を改正する告示(同八四)	二六		
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件(同一七二)	二七				

○厚生労働省告示第百七十号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、技能者表彰規程（昭和四十二年労働省告示第三十八号）の一部を次の表のように改正し、同法の施行の日（令和七年六月一日）から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（表彰状等の返納） 第五条 厚生労働大臣は、第三条に規定する表彰状及び卓越技能章を授与された者が、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行のあつたときは、これを返納させることができる。	（表彰状等の返納） 第五条 厚生労働大臣は、第三条に規定する表彰状及び卓越技能章を授与された者が、 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行のあつたときは、これを返納させることができる。

○厚生労働省告示第百七十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和七年六月一日から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表 I （略） II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～006 （略） 007 血管内超音波プローブ (1)・(2) （略） (3) <u>近赤外線分光法機能付き</u> <u>132,000円</u> 008～230 （略） 231 <u>消化器用瘻孔形成補綴材留置システム</u> <u>502,000円</u> 232 <u>鉍物由来非吸収性局所止血材</u> <u>1 g 当たり2,640円</u> III～V （略） VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 品 名 単 位 材料価格 001 （略） 002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用（J I S 適合品） 1 g <u>11,763円</u> 003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用（J I S 適合品） 1 g <u>10,454円</u> 004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33％以上） 1 g <u>10,549円</u> 005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S 適合品） 1 g <u>10,538円</u> 006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12％以上 J I S 適合品） 1 g <u>3,299円</u> 007～009 （略） 010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上 J I S 適合品） 1 g <u>4,901円</u>	別表 I （略） II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～006 （略） 007 血管内超音波プローブ (1)・(2) （略） (新設) 008～230 （略） (新設) (新設) III～V （略） VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 品 名 単 位 材料価格 001 （略） 002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用（J I S 適合品） 1 g <u>11,136円</u> 003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用（J I S 適合品） 1 g <u>9,827円</u> 004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33％以上） 1 g <u>9,922円</u> 005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S 適合品） 1 g <u>9,911円</u> 006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12％以上 J I S 適合品） 1 g <u>3,230円</u> 007～009 （略） 010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上 J I S 適合品） 1 g <u>4,785円</u>

011	歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60％以上インジウム5％未満 I S適合品）	J	1 g	187円
012	歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60％以上インジウム5％以上 I S適合品）	J	1 g	212円
013	歯科用銀ろう（J I S適合品）		1 g	250円
014～069	（略）			
VII～IX	（略）			

011	歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60％以上インジウム5％未満 I S適合品）	J	1 g	185円
012	歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60％以上インジウム5％以上 I S適合品）	J	1 g	210円
013	歯科用銀ろう（J I S適合品）		1 g	249円
014～069	（略）			
VII～IX	（略）			

○厚生労働省告示第百七十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び業担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年六月一日から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

	改	正	後
第十	厚生労働大臣が定める注射薬等		
一	療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬		
	インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフイン製剤、抗悪性腫瘍剤、ゲルカゴン製剤、ゲルカゴン様ペプチド－Ⅰ受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI ₂ 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H ₂ 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフエンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロロールペラジン製剤、ブチルスコボラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、		

改	正	前
第十	厚生労働大臣が定める注射薬等	
一	療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬	
	インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフイン製剤、抗悪性腫瘍剤、ゲルカゴン製剤、ゲルカゴン様ペプチド－Ⅰ受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI ₂ 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H ₂ 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフエンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロロールペラジン製剤、ブチルスコボラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロホエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベホエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、	